



長野県報

5月29日(月)
平成18年
(2006年)
第1764号

目 次

規則

放置違反金に係る督促及び延滞金等に関する規則(交通指導課) 1

告示

農業近代化資金融資利子補給金交付要綱(昭和36年長野県告示第421号)の一部改正(農業政策チーム) 2

長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会) 2

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO推進チーム) 2

一般競争入札(2件)(財産活用チーム) 2

争議行為の公表(労働福祉チーム) 4

土地改良区の定款変更の認可(水と土・郷づくりチーム) 4

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(産業政策チーム) 4

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会(2件)(生活安全企画課) 5

長野県短期大学教員採用選考(教育振興チーム) 6

一般競争入札(3件)(自律教育チーム) 7

規則

放置違反金に係る督促及び延滞金等に関する規則をここに公布します。

平成18年5月29日

長野県公安委員会委員長 宮下行一

長野県公安委員会規則第9号

放置違反金に係る督促及び延滞金等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第51条の4第4項の規定により長野県公安委員会が納付を命ずる放置違反金(以下「放置違反金」という。)に係る督促及び延滞金等について必要な事項を定めるものとする。

(督促)

第2条 法第51条の4第13項前段の規定による督促は、放置違反金の納付の期限の翌日から起算して20日以内に、督促状によって納付すべき期限を指定してするものとする。

2 前項の納付すべき期限は、督促状を発する日から起算して10日を経過した日とする。

(延滞金の徴収)

第3条 前条第1項の規定による督促をした場合においては、次に掲げる場合を除き、納付の期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該督促に係る放置違反金の額に年14.5パーセント(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して督促状の

指定期限までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した延滞金(その延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその延滞金の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその延滞金の全額を切り捨てる。)を徴収するものとする。

(1) 法第51条の4第18項の放置違反金等の徴収に関する書類の公示送達をしたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、放置違反金の納付の命令を受けた者が納付の期限までに納付することができなかったことについて災害その他やむを得ない理由があると長野県公安委員会が認めたとき。

2 前項の延滞金を計算するについて同項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。(徴収職員の指定等)

第4条 法第51条の4第14項前段の規定による放置違反金等の徴収に関する事務(次項において「滞納処分」という。)は、警察職員のうちから長野県警察本部長が指定した者に行わせるものとする。

2 滞納処分を行う警察職員は、別記様式の徴収職員証を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

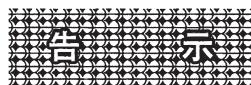
附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

(別記様式)(第4条関係)

写 真	第 号
徴 収 職 員 証	
階級・職名	
氏 名	
上記の者は、道路交通法第51条の4第14項の規定による放置違反金等の徴収を行う警察職員であることを証明する。	
年 月 日	
長野県公安委員会 印	

交通指導課

**長野県告示第301号**

農業近代化資金融資利子補給金交付要綱（昭和36年長野県告示第421号）の一部を次のように改正し、平成18年5月1日以降の融資に係る資金の利子補給金から適用します。

平成18年5月29日

長野県知事 田中康夫

第4第1号の表中「有限会社」を「合同会社」に改める。

農業政策チーム

選告示第26号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

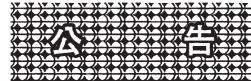
平成18年5月29日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

様式第86号中「(第92条関係)」を「(第86条関係)」に改め、同様式の備考の2中「黒色文字」を「赤色文字」に改め、同備考の5中「焼印」を「刷込み」に改める。

様式第113号中「(様式第113号)」を「(様式第113号)(第139条関係)」に改め、同様式の備考の2中「黒色文字」を「赤色文字」に改め、同備考の5中「焼印」を「刷込み」に改める。

選挙管理委員会

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年5月29日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成18年5月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人長野県歯科衛生士会

3 代表者の氏名

唐澤美和子

4 主たる事務所の所在地

長野県千曲市大字栗左1128番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民の口腔保健の普及向上及び歯科衛生士の人材育成・支援に関する事業を行い、保健、医療または福祉の増進を図る活動に寄与することを目的とする。

N P O 推進チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年5月29日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成18年度長野県庁吸式冷温水発生機点検作業

(2) 役務の特質

長野県庁機械室棟の吸式冷温水発生機の点検業務

(3) 履行期間

契約の日から平成19年3月31日まで

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第